

感染拡大防止のための集中的な対策の実施について

新型コロナウイルス感染症の県内や近隣都県の感染者数が急激に増加しており、千葉県においても、11月28日には1日当たりの新規感染者数がこれまでで最大の113名となりました。医療機関の負担も大きくなっており、地域の医療提供体制の維持のためにも、感染者数の増加を何としても抑える必要があります。

このような状況を踏まえ、本日から12月22日までを「集中的な対策の実施期間」と位置づけ、従来からお願いしていた基本的な感染防止対策の徹底を働きかけるとともに、新たな協力要請を行うこととします。

なお、内容については、感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

- 期間 本日から令和2年12月22日（火）まで
※飲食店での酒類提供時間の制限は12月2日（水）から
- 目的 県内での感染拡大を抑え、県民の健康と命を守るとともに地域の医療提供体制を維持するため
- 対策内容
 1. 飲食 <人が集まる場所で飛沫を広げるリスクを低減する>
 - ① 飲食店での酒類提供の時間は22時まで（東葛地域）【新規】（12/2～）
 - ② Go to イート 食事券の新規発行の一時停止（～12/18）
 - ③ 会食は「4人以下の単位」で
 - ④ 会食時の注意事項を守って（会話を楽しむ際は、なるべくマスク着用。大声・対面の席配置・体調不良の方の参加を控える。等）
 - ⑤ 対策が徹底されていない接待を伴う飲食店・カラオケ店への休業要請
 - ⑥ 感染防止対策がされていない店舗の利用を控えて
 2. 外出 <人の動きを抑える>
 - ① 東京都との往來をできるだけ控えて。特に、飲食を目的とする場合は十分注意【新規】
 - ② Go to トラベルの一時停止地域や、外出自粛要請がされている地域との往來はできるだけ控えて。感染が拡大している地域との往來は、慎重に。特に飲食を目的とする場合は十分注意【新規】
 - ③ 毎日の体温チェック、体調の悪いときは外出しない
 - ④ Go To トラベルの一時停止地域の方は、ディスカバー千葉宿泊者優待キャンペーンを利用した新規予約を控えて（12/2～12/15）【新規】
 3. 基本的な感染防止対策の徹底
 - ① こまめな手洗い・手指消毒
「うつらない うつさないためのマスク」の着用
換気しながら適度な加湿
 - ② 3密（密接、密集、密閉）の回避
 - ③ 感染リスクの高い「5つの場面」での注意
 - ④ テレワーク、時差出勤の積極的な推進

問い合わせ先：

ディスカバー千葉に関すること（2④関係 詳細は別紙2）

：商工労働部観光誘致促進課 TEL043-223-2484

その他（詳細は別紙1）：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630